

令和2年6月26日

職 員 各位

最高裁判所事務総局

今後の裁判所における組織態勢と職員の職務の在り方の方向性等について

1 情報通信技術が急速に発展普及し、国民の価値観や行動様式がより一層多様化するなど、近時の裁判所を巡る社会経済情勢の変化には著しいものがある。そのような状況の下、民事訴訟手続のIT化については、令和2年2月から5月にかけて知的財産高等裁判所及び地方裁判所本庁の14庁（特定庁）においてフェーズ1の取組が始まり、今年度中に残り地方裁判所本庁37庁にも取組を展開する予定であり、裁判所として大きな節目を迎えたところである。

そこで、詳細については今後更に検討を進めることとなるが、これから裁判所のあるべき姿を実現するためには職員の理解と協力が不可欠であることから、この段階で、今後の裁判所における組織態勢と職員の職務の在り方の方向性等について、最高裁としての基本的な考え方を説明することとした。

2 裁判所は、これまでも、適正迅速な裁判の実現に資するよう、裁判手続のIT化を始めとした情報通信技術の活用、通達等の見直しも含めた各種事務の簡素化・効率化、組織・機構の見直しにより、事務の合理化、効率化を進めてきたところである。もっとも、情報通信技術の急速な発展普及を始めとした近時の社会経済情勢の変化やそれに伴う国民のニーズの変化等に適切に対応し、より質の高い裁判を迅速に行うためには、今後、これらの取組を一層加速させ、事務の合理化、効率化を推し進めることにより、書記官や事務官を始めとする職員一人一人

が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる事務処理態勢を構築して、より活力のある組織を目指す必要があると考えている。

また、そのような取組の結果として、文書作成や記録管理の利便性が向上したり、IT機器を活用した多様な働き方が可能となる余地が広がるなど、職員の執務環境の改善も期待できるのではないかと考えている。

3 裁判手続のIT化を始めとした情報通信技術の活用、通達等の見直しも含めた各種事務の簡素化・効率化、組織・機構の見直しにより、事務の合理化、効率化を図り、職員が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる事務処理態勢を構築していくのに合わせて、それに相応しい最適な人的態勢の在り方を検討することになる。その際、事件動向や事務処理状況等も見ながら、退職者と同数の採用をし続けることの相当性についても改めて検討することとなろうが、この点について見直しを行うこととした場合には、その状況を最大限活用して、職員が、今後の裁判所における専門性を身に付けられるよう育成を図るとともに、身に付けた専門性を活かせる態勢を整備し、専門性を活かした能力の発揮について適正な評価を行い、職員の処遇に適切に反映できるよう努めていきたいと考えている。

4 以上のような基本的な考え方の下、今後の具体的な取組としては、次のように考えている。

(1) 裁判手続のIT化については、民事分野はもとより、その他の分野についても検討を進めていくこととなろうが、まずは民事訴訟手続のIT化を引き続き着実に推進していきたいと考えている。関連して、民事訴訟手続のIT化に向けて、職員端末と外部のインターネット網を接続できないかという点についても検討しているところである。

(2) IT化によらない各種事務の簡素化・効率化、組織・機構の見直しについては、これらの取組を一層加速させ、これまで寄せられた職員及び職員団体の意

見要望等も踏まえた上で、職員の負担感にも配慮しながら、通達等の見直しも視野に入れて、できることから順次速やかに取り組んでいきたいと考えている。

現段階において取り組んでいるものとしては、報告事務の削減や業務プロセスの見直し、執務資料の整備等といった事務局事務の簡素化・効率化のほか、裁判事務については、例えば、①郵券管理について、適正さを損なうことなく、速やかに、少しでも、書記官の事務負担の軽減を図るために、書記官による郵便切手の取扱量を減らすことの効果が大きいものと考えており、最高裁から日弁連に対し、電子納付を利用するよう協力を依頼したところであり、最高裁としては、引き続き、電子納付の推進に向けてできるところから取り組んでいきたいと考えている。②上訴記録の丁数打ちについて、職場実態に合った合理化に向けて現在具体的に通達の見直しを含めた検討を鋭意進めているところである。③事件当事者等に対する対応について、一定程度の負担が生じていることを踏まえ、最高裁において、考えられる基本的な当事者等対応の流れと留意点を示し、これに基づき、各庁において、各庁の実情も考慮して、的確な当事者等対応を行うための事務フローを策定してもらうことによって、当事者等対応の合理化を図ることができないか検討しているほか、④秘匿情報の取扱いについて、IT化を待たずに何か工夫ができるいか検討してみたいと考えている。

また、令和2年4月期に、事件処理を支援する司法行政部門の体制を強化する必要性を踏まえ、下級裁判所の事務局専門職を増設したところである。

(3) 職員の専門性の活用や付与等についても取り組んでいきたいと考えている。例えば、書記官については、今後、IT化後の書記官事務について、法的知識と実務慣行に通じ、裁判官の審理運営方針等を理解・共有できる書記官こそが担うべき事務があるのではないか、といった視点から議論がなされるところであり、そのような事務に注力できる事務処理態勢を構築していく必要があると考えており、また事務官についても、専門性の活用・付与等やそれに向けた研修の在り方について検討する必要があると考えている。具体的には、①専任事

務官について、専門性の活用や付与等に向けた研修の在り方を検討するため、裁判所職員総合研修所の一般研修部に、専任事務官の教官を配置することとしたほか、②専任事務官の専門性の活用や付与等に関し、新採用事務官の配置を含むジョブローテーションの在り方についても問題意識を持っているところである。また、③人事評価が、人材育成に資するものであることを踏まえ、その更なる充実を図るため、これまで以上に幹部職員が適切に関与するよう努めていきたいと考えている。

(4) 今後の裁判所における人的態勢の在り方については、より活力のある組織作りという観点を踏まえ、間もなく到来する大量退職期も十分見据えながら、速やかに検討を進めていきたいと考えている。なお、今後の人的態勢の在り方を検討するに当たっては、事件動向や事務処理状況等をきめ細かく見つつ検討を進めることから、個々の職員の負担が過度に重くなることはないと考えている。